平成２７年（フ）第６４号
兵庫県加東市上三草1136番地390
債務者　水口まゆみ
1　決定年月日時　平成27年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１２３９号
福岡県筑紫野市紫３丁目２番１―407号
債務者　近藤　恭朗
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２５号
福岡県糸島市篠原西１丁目17番４―105号
債務者　戀塚　健一
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３４３号
福岡市東区社領１丁目４番27号
債務者　高木　信行
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３５０号
福岡市東区箱崎２丁目12番18―301号
債務者　財津　昌誠
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３６７号
福岡市東区香椎浜１丁目８番２―601号、前住所福岡市東区香椎照葉１丁目２番６―402号
債務者　野中　香里（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３６９号
福岡県糸島市志摩岐志394番地
債務者　水崎　英智
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７０号
福岡市城南区梅林１丁目11番45号
債務者　吉田　聖憲
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７４号
福岡県福津市日蒔野４丁目18番地の１　ミックス　ドアーズ107号
債務者　赤川　通子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７７号
福岡市東区舞松原４丁目２番1132号
債務者　新谷　絵里（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８９号
福岡市東区蒲田１丁目14番４―302号
債務者　阿比留ゆかり
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９７号
福岡県古賀市小竹113番地４
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９８号
福岡県春日市上白水５丁目43番地　金堂ハイツ206号
債務者　塚本　恵一
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４０８号
福岡市早良区四箇田団地１番1103号
債務者　高木　啓丞
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４２２号
福岡市博多区那珂４丁目18番14―204号
債務者　桑原　聖子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４３０号
福岡市西区今宿青木29番地３
債務者　石井　美紗
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４４０号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬12番301号
債務者　江頭　　徹
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４４３号
福岡市早良区祖原15番27号
債務者　久保勢津子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部